



平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会社名 ユニデン株式会社
代表者 代表取締役社長 山下 兵衛
(コード番号 6815 東証第一部)
問合せ先 財務経理部次長 掛川 隆
電話番号 03-5543-2800

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1) 変更の理由

当社は主要生産拠点であるユニデンベトナムにおける安定供給体制の確立を背景として、平成 23 年 3 月期の会計年度に大幅な業績回復を達成いたしました。平成 24 年 3 月期の会計年度において、職責ごとに代表取締役をおき事業戦略上必要な意思決定を迅速化してさらなる業績向上を達成すべく、定款の一部変更をお願いするものであります。

2) 変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成 23 年 6 月 29 日
定款変更の効力発表日	平成 23 年 6 月 29 日

以上

別紙 1: 【定款一部変更の内容】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第 12 条 2. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集) 第 12 条 2. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(議長) 第 14 条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(議長) 第 14 条 株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれにあたる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(代表取締役) 第 21 条 <u>取締役社長</u>は、当会社を代表する。 2. <u>必要に応じ、取締役会の決議により、前項に加えて更に代表取締役を定めることができ、各自当会社を代表するものとする。</u></p>	<p>(代表取締役) 第 21 条 <u>代表取締役</u>は、当会社を代表する。 (削除)</p>
<p>(役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議により<u>取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議により<u>取締役社長1名、また、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>